

News Release

塩竈市からのお知らせ



本市職員の懲戒処分について

本市職員に対し、地方公務員法第 29 条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

- 1 概要： 元産業建設部の主査が、令和 7 年度及び人事異動後の令和 8 年度において上司の ID・パスワードを盗用(不正アクセス)し、計 6 回にわたり上司(課長、係長)になりすまして電子決裁を行ったもの。

2 処分等の内容

(1) 処分年月日 令和 8 年 7 月 8 日

(2) 被処分者及び処分内容

被処分者	性別	職階	年齢	処分内容	
教育部 (当時：産業建設部)	男	主査	30 歳代	減給 10 分の 1 (6 ヶ月)	
○事案概要 - 令和 7 年度及び人事異動後の令和 8 年度において上司の ID・パスワードを盗用(不正アクセス)し、計 6 回にわたり上司(課長、係長)になりすまして電子決裁を行った。 - なりすましによる決裁件数は計 6 件(支払関係 2 件、時間外勤務関係 2 件、出退勤関係 1 件、年次有給休暇関係 1 件)であり、市への損害は確認されていません。					

(3) 管理監督責任

①処分内容

管理監督職 当時の上司(係長) … 文書厳重注意
当時の上司(課長) … 訓告

②処分事由

不適正な事務処理による本事案の発生を防止するための指導監督等が十分でなかったため。

3 市長コメント

この度、本市職員が上司の ID 及びパスワードを盗用し、なりすまして電子決裁を行っていたという、全体の奉仕者としてあるまじき事案が発生いたしました。

本市において、このような不適切な行為が行われたことは極めて遺憾であり、重く受け止めております。また、市政への信頼を著しく損ねましたこと、市民の皆様には深くお詫びを申し上げます。

今後、二度とこのような事態が起こらないように、しっかりと組織体制の引き締めに進み、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

問い合わせ先

塩竈市総務部総務人事課

電話：022-355-5089 引地、022-355-5056 目黒